

他都市議会におけるハラスメント防止の取組（ハラスメント防止に関する条例）

事 例		世田谷区議会	渋谷区議会	大阪市会
		世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例 (令和3年6月25日施行)	渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例 (令和7年6月18日施行)	大阪市会ハラスメント防止条例 (令和6年12月1日施行)
条例の目的		区政の効率的運営に寄与すること	区民から信頼される議会の実現に資すること	市民から信頼される市会の実現に資すること
ハラスメントへの対応措置	相談窓口	必要な措置 ※第5条 議会は、区長から職員に対するハラスメントに関する事案の報告があったときは、必要な措置を講ずるものとする。	外部相談窓口（弁護士）	相談員（弁護士等）
	事案調査実施の判断		外部相談窓口（弁護士）	議長
	ハラスメント認定機関		ハラスメント対策委員会（弁護士で構成）	相談員（弁護士等）
	被害防止措置検討		ハラスメント対策委員会（弁護士で構成）	ハラスメント審査会（議員で構成）
	被害防止措置		外部相談窓口による指導・助言 ↓ 対策委員会による事実認定・措置の答申 ↓ 議長による氏名等の公表等	注意喚起等 ↓ 被害防止措置に応じないとき等 審査会の議を経て、議長による氏名等の公表